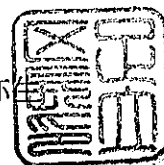


令和5年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、令和5年度に締結する公契約条例適用契約等における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

令和5年2月22日

足立区長 近藤 弥生



1 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する契約に係る労働報酬下限額

(1) 職種別労働報酬下限額

〔単位：円（1時間あたり）〕

NO.	職 種	下限額	NO.	職 種	下限額
1	特殊作業員	2, 892	27	普通船員	2, 723
2	普通作業員	2, 510	28	潜水土	4, 770
3	軽作業員	1, 755	29	潜水連絡員	3, 410
4	造園工	2, 475	30	潜水送気員	3, 320
5	法面工	3, 162	31	山林砂防工	3, 027
6	とび工	3, 140	32	軌道工	5, 445
7	石工	3, 072	33	型わく工	2, 993
8	ブロック工	2, 847	34	大工	2, 880
9	電工	3, 005	35	左官	3, 162
10	鉄筋工	3, 162	36	配管工	2, 712
11	鉄骨工	2, 892	37	はつり工	2, 880
12	塗装工	3, 410	38	防水工	3, 410
13	溶接工	3, 522	39	板金工	3, 275
14	運転手（特殊）	2, 847	40	タイル工	2, 679
15	運転手（一般）	2, 375	41	サッシ工	3, 005
16	潜かん工	3, 500	42	屋根ふき工	1, 946
17	潜かん世話役	4, 152	43	内装工	3, 150
18	さく岩工	3, 522	44	ガラス工	2, 970
19	トンネル特殊工	3, 375	45	建具工	2, 849
20	トンネル作業員	2, 847	46	ダクト工	2, 678
21	トンネル世話役	3, 803	47	保温工	2, 600
22	橋りょう特殊工	3, 420	48	建築ブロック工	2, 764
23	橋りょう塗装工	3, 510	49	設備機械工	2, 622
24	橋りょう世話役	4, 017	50	交通誘導員A	1, 845
25	土木一般世話役	2, 982	51	交通誘導員B	1, 598
26	高級船員	3, 432			

※ ただし、令和4年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

- (2) (1)のうち、労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者の労働報酬下限額

[単位：円（1時間当たり）]

労働報酬下限額	1, 384
---------	--------

※ ただし、令和4年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額については、締結した年度の労働報酬下限額とする。

2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間当たり）]

労働報酬下限額	1, 130
---------	--------

※ 令和4年度以前に締結した契約に係る労働報酬下限額についても同額とする。

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

(1) 足立区内に存する施設

[単位：円（1時間当たり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	有資格者の保育士	1, 230
2	有資格者の保育士以外の職種	1, 130

※ 令和4年度以前に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額についても同額とする。

ただし、平成26年度及び平成27年度に締結した指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については、東京都の最低賃金額とする。

(2) 足立区外に存する施設

単位：円（1時間当たり）]

NO.	施設名称	労働報酬下限額
1	足立区日光林間学園	947
2	足立区鋸南自然の家	989

※ 年度途中に各施設が所在する県の最低賃金額が改正され、労働報酬下限額が改正後の最低賃金額を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、改正後の最低賃金額とする。

なお、適用は令和4年度以降に公募する指定管理者に対してとする。